

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立人権ふれあいセンターの使用料の減免	
根拠条例等・条項	堺市立人権ふれあいセンター条例第10条第3項 堺市立人権ふれあいセンター条例施行規則第14条	
所 管 課	ダイバーシティ推進部	ダイバーシティ企画課
審 査 基 準	<p>堺市立人権ふれあいセンター条例第10条第3項 3 市長は、特に必要と認めるときは、別表に定める使用料のほか、その実費を徴収し、又は使用料を減額し、若しくは免除することができる。</p> <p>堺市立人権ふれあいセンター条例施行規則第14条 第14条 条例第10条第3項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本市の区域内に活動の拠点を置く団体又は個人が、センターの設置目的に沿った会議、講演会、催し等でスポーツ・文化交流ホール、運動広場、テニスコート又はテニスコート兼フットサルコートを使用する場合 半額</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が公益上特にその必要があると認める場合 その都度市長が定める額</p>	
標準処理期間	標準処理期間	3日
	標準処理期間を設定できない理由	